

第 593 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 14 年 3 月 8 日 (金) 14:00~16:45

2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎第 2 号館 8 階)

3 議 題

(1) 答申事項

ア 諮問第 279 号の答申「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」(案)

イ 諮問第 280 号の答申「平成 14 年に実施される就業構造基本調査の計画について」(案)

ウ 諮問第 281 号の答申「平成 14 年に実施される全国物価統計調査の計画について」(案)

エ 諮問第 282 号の答申「平成 14 年度に実施される就業希望状況調査 (仮称) の計画について」
(案)

(2) 部会報告

(3) その他

4 配布資料

1) 諮問第 279 号の答申「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」
(案)

2) 諮問第 280 号の答申「平成 14 年に実施される就業構造基本調査の計画について」(案)

3) 諮問第 281 号の答申「平成 14 年に実施される全国物価統計調査の計画について」(案)

4) 諮問第 282 号の答申「平成 14 年度に実施される就業希望状況調査 (仮称) の計画について」
(案)

5) 部会の開催状況

6) 「指定統計調査の承認」の状況 (平成 14 年 2 月分)

7) 平成 14 年 1 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 50 巻・第 1 号)

8) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、菅野委員、
清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同千野労働力人口統計室長、同岡本消費統計課長、
同小林物価統計室長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省林統計情報部長、
同今井生産統計課長、国土交通省藤田企画調整室長、東京都早川統計部長

【事務局 (総務省統計基準部)】

総務省伊藤統計企画課長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 答申事項

1) 諮問第 279 号の答申「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」(案)

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 1 の答申 (案) の朗読を行った。続いて、
美添農林水産統計部会長代理が審議経過及び答申案の説明を行った。

美添部会長代理)「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」は、昨年 12
月 14 日に諮問を受け、農林水産統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 7 回

(平成13年12月20日、12月27日、平成14年1月17日、1月29日、2月12日、2月18日及び2月21日)にわたって開催された。

答申(案)は、「今回の改正計画等」についての評価と「今後の課題」という二つの事項から構成されている。また、「今回の改正計画等」については、「農作物の生産に関する統計調査の調査体系」、「作物統計調査等」及び「繭生産統計調査」の三つの項目で構成されている。

「農作物の生産に関する統計調査の調査体系」については、従来、承認統計調査として実施してきた工芸農作物調査など5本の統計調査の全部又は一部を作物統計調査に統合することとし、一方、これまで作物統計調査の調査対象品目であった小豆等6品目については、別途、承認統計調査として生産等の実態を把握する計画である。これについては、調査体系の整序、調査実施の効率化等が図られることから、適当と判断した。

また、作物統計調査の調査対象品目については、農業施策上の重要性や近年の生産動向の変化を踏まえて「調査品目の具体的考え方」を設け、食料・農業・農村基本計画に位置付けられている品目又は耕種部門に占める生産額シェアが1%以上の品目を選定する等の計画であり、これについては、品目選定の客観性と透明性の向上が図られることから、おおむね適当と判断した。

ただし、品目選定の客観性と透明性のより一層の向上等を図る観点から、「調査品目の具体的考え方」については、これを調査対象品目の選定基準として明確化し、さらにこの基準を基本計画の見直し時期に合わせて5年ごとに見直す必要があるとした。

「作物統計調査等」については、従来の作物統計調査の調査票22票と工芸農作物調査等5本の承認統計調査の調査票17票、合計39票について統廃合を行い、26票に縮減する計画である。これについては、調査の簡素・効率化が図られることから、おおむね適当と判断した。

ただし、調査のより一層の効率化を図る観点から、作物統計調査の新たな調査票のうち、同一の調査票を予想収穫量調査及び収穫量調査でそれぞれ使用することとしている果樹等3品目の調査について各品目ごとに1枚の調査票で実施できるよう調査票様式を変更することが適当であるとした。

また、調査方法については、果樹の予想収穫量調査等における団体調査について、職員調査から調査員調査への変更等を行う計画であるが、これについては、報告者負担の軽減、総体的な費用の軽減に資するものであることから、おおむね適当と判断した。

しかしながら、予想収穫量調査及び収穫量調査において実施される団体調査については、多くの品目において職員による他計申告方式により実施する計画となっており、調査のより一層の効率化を図る観点から、今後、調査員調査、郵送調査の拡大を検討する必要があるとした。

さらに、従来、作物統計調査において把握していた小豆等の雑豆・雑穀生産統計調査とこんにゃくいも・い生産統計調査については、前述のとおり、承認統計調査として実施することを計画しているが、この調査の実施に当たっては、調査体系の整備、調査の効率化の観点から、両調査を統合して実施することが適当であるとした。

「繭生産統計調査」については、従来、指定統計調査として実施していた養蚕収穫量統計調査を中止することとし、より小規模な承認統計調査として実施する計画である。

これについては、調査の簡素・効率化の流れに沿ったものであることから、適当と判断した。

「今後の課題」については、2点指摘している。1点目は、「基準筆調査の在り方等」についてであるが、基準筆調査というのは、作物統計調査等の中で団体調査、つまり農協等に対する面接調査を補完し、収穫量等の全体を推計するための技術情報等を得ることを目的に実施されている。この基準筆調査の基準筆数については、都道府県ごとに作付面積に応じて割り当てられているが、都道府県内では農林水産省の地方支分部局の単位で一律に定められており、地域ごとにみると、多くの基準筆の設置が必要なところと、少なく済むところがあり、必ずしも効率的な設置とはなっていない。したがって、この基準筆調査については、作物統計調査等におけるその位置付けの検討を行うとともに、基準筆の設置を幾つかの産地に重点的に配分する等により、より一層効率的なものとなるよう見直す必要があるとした。

2点目の「他の統計調査との関係」については、近年、農作物の需給動向等消費者の視点に立った情報に対するニーズが高まっていることから、作物統計調査等と農作物に係る流通・消費関係統計調査等で得られる既存の情報を組み合わせ、分析するなど、消費者の視点に立った農作物に関する統計情報の作成・提供について検討する必要があるとした。

また、農林業センサスとの相互利活用ということについても指摘しており、調査事務の簡素・効率化や調査精度の向上を図る観点から、現在は別々に管理されている作物統計調査の耕地面積調査に係る母集団のデータと農林業センサスの地域データを相互に照合・検証すること等について検討する必要があるとした。

〔質 疑〕

竹内会長) 技術的なことを一つ伺いたい。説明資料では「品目によっては集出荷団体を經由することなく出荷されるものもあるため、必ずしも収穫量等のすべてを捕捉できる状況にはない」とされており、野菜など集出荷団体以外のアウトサイダーが出荷している分の情報を得るために基準筆調査が用いられているということであるが、これはどのように使われているのか。

美添部会長代理) 集出荷団体というのは基本的には農協であるが、それ以外にも直接出荷される場合があり、農協だけとらえても、収穫量のすべてを捕捉できない。基準筆の単位で実際の予想量が把握できれば、集出荷団体を經由しないものも合わせて捕捉できる。

竹内会長) それは、集出荷団体を經由しない場合でも面積は分かるということか。

美添部会長代理) そのとおり。面積調査で、面積は正確に把握されている。

竹内会長) 面積が正確に把握されているということが前提でなければ、誤解を招く恐れがある。

美添部会長代理) 面積については、少なくとも形式的な精度としては極めて正確に調査している。

竹内会長) 団体に所属していないものについても、同じか。

美添部会長代理) 勿論である。面積は別途、面積調査を実施している。

竹内会長) 基本的な問題意識として、今回の農作物の生産に関する作物統計調査の調査体系は、農作物の需要の変化や国際化の進展等に伴い、色々と農業のあり方が問われており、作物統計調査の意義というものも変化してきている。これだけでは必ずしも農業全体のあり方を検討するには不十分であることから、なるべくそれに対応するよう、調

査体系の変更を行う方向で改正するという指摘であろう。その点と、ほかのデータとも組み合わせて、より体系化した統計情報を作成する必要があるという問題提起が非常に重要なポイントだと思う。

ただ、「今後の課題」として挙げられた「他の統計調査との関係」における「消費者の視点に立った農作物に関する統計情報の作成・提供」ということについては、消費者の視点だけではなく、産業としての農業のあり方、あるいは国民経済に占める農業全体のあり方というものを総合的に検討するために、農作物に関する統計情報を体系的に整備する必要があるのではないかと考える。

言い換えれば、この作物統計調査が生産者の視点に立っているかということ、必ずしも産業としての農業、あるいは生産者としての農業者の視点には立ったものではなく、元々はかつての物が足りなかった配給時代の頃の政府の立場に立って作られたものである。むしろ生産者、消費者あるいは国全体の産業のあり方を考えて、産業としての農業のあり方というものを総合的に検討するためには、ほかの統計調査の情報を含め、総合的に体系化する必要があるというような指摘をした方がよいのではないかと考える。

美添部会長代理)「消費者の視点」という表現については、前部会長の舟岡委員に少しコメントをいただきたい。

舟岡委員) 作物統計調査については、収穫量を農家に対する面接調査、あるいは坪刈り等によって推計したデータから捉えており、生産物をどれだけ供給しうるかを正確に把握することを重視していた点からいえば、生産者サイドの情報に焦点を当てて調査していたと言える。

今回、食料・農業・農村基本計画の新たな視座として、消費者サイドに立って農作物に関する各種の情報を活用する必要があると掲げられていることもあり、統計情報においても消費者の視点に立って作成・提供することが求められるので、追加的な視点として、「今後の課題」のなかで指摘している。

竹内会長)「消費者の視点」というものを否定するつもりはないが、生産者の視点、消費者の視点ということだけではないような気がする。

率直に言えば、作物統計調査が初めに標本調査として導入された時には、生産者側から猛烈な抵抗があった。このことで、生産者の利益に矛盾しているということを使うつもりは全くないが、これが生産者側の統計だということも少々おかしいという気がする。

「消費者の視点」というものを入れていただいても勿論結構であるが、基本計画の全体的な観点からすれば、産業としての農業の確立ということも非常に大きな視点としてあるはずであり、もう少し幅広に考えてもよいのではないかと考える。

舟岡委員) 昭和 25 年の発足当初は作付面積調査、収穫高調査、被害調査の 3 調査を中心として、我が国で食料がどの程度生産されているかの観点から、耕地と作物に関する実態を明らかにする統計調査であった。昭和 46 年に見直しが行われ、詳細な被害状況まで含めるようになった経緯を踏まえれば、「生産者の視点」が色濃く反映している調査だと考えられる。

竹内会長)「生産者の視点」が含まれていないということを使ったのではなく、生産者の立場と消費者の立場ということだけで考えない方がよいのではないかと考える。

言い換えれば、生産者の立場と消費者の立場は、そういう意味では対立しているわけでも、矛盾しているわけでもないが、この表現は少々気になる。

美添部会長代理) 今の点について、「消費者の視点」を付け加えたのは舟岡委員の説明のとおりである。答申(案)の5ページ(2)アでも「生産統計である」と明確に記述されており、生産に対応する言葉として、消費者も含めた農業全体の観点からの表現であると御理解いただきたい。

竹内会長) 「生産統計」であることと「生産者の視点」に立った統計であることとは全く別である。したがって、供給側と需要側という言い方なら対応しているが、「生産」に対して「消費者」を対応させるというのはおかしいと思う。生産者の視点と生産の視点とは違う。生産の視点という意味からすれば、むしろ供給の視点であり、このため需要の視点も考えた方がよいのではないかということであれば、それなりに理解はできる。消費者に対応するならば生産者であり、それは農業の事業者としての生産者であると思う。

そのような観点からすれば、概念的には消費者という表現でないものにした方がよいのではないかとも思われるので、その点を記録にとどめておいていただきたい。

他に意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。
(異議なしとの声あり)

異論がないようなので、これで総務大臣に対して答申することとしたい。

それでは、調査実施者である農林水産省の林統計情報部長から御挨拶をいただく。

林部長) 今般の改正内容については、基本的には作物統計調査を中心にした生産統計調査についての体系整備等が主要な内容である。特に、今回初めて、調査対象品目の選定基準を設けることができ、また、審議の過程で調査対象品目を変更する際の考え方も整理していただいた。これにより、迅速かつ合理的な品目の変更や調査の実施が可能になり、農業政策の方向や農業生産の実態の変化に即した一層的確な調査が実施できるものと考えている。

また、本答申で指摘された課題については、答申の趣旨を踏まえ、可能なものは速やかに検討して実施することとしたい。

なお、先程議論のあった「消費者の視点」に立った農作物に関する情報の作成・提供については、より広い、総合的な視点に立って、関連する統計を含めた統計調査の一層の体系化、合理化を図るとともに、作物統計調査と流通消費関係調査との有機的な接続を図ること等により、生産から消費までの全体像がシステムとして明らかになるようにしてまいりたい。当面は、市場の実態や消費者ニーズを踏まえて、よりきめ細かな農業生産の動向を把握するという観点から、品種や銘柄、用途などの質的な情報の充実に努めてまいりたい。

最後に、専門委員をはじめ、委員各位の建設的な御審議に感謝する。

2) 諮問第280号の答申「平成14年に実施される就業構造基本調査の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料2の答申(案)の朗読を行った。続いて、篠塚人口・労働統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

篠塚部会長) 就業構造基本調査の計画については、本年1月11日に諮問を受け、人口・労働統計

部会に審議が付託された。本件に係る部会は4回（1月18日、1月31日、2月20日及び2月22日）にわたって開催された。

答申（案）は、「今回の調査計画」についての評価と「今後の課題」という二つの事項から構成されている。また、「今回の調査計画」については、「調査対象」、「調査事項」及び「集計・公表」の三つの項目で構成されている。

「調査対象」については、今回の調査対象の選定方法として、準備調査時から実地調査までの間の転出入を想定し、転出世帯に代わって転入してきた世帯を調査することを可能とするため、標本抽出の単位を、これまでの「世帯」から「世帯が居住することができる建物又は建物の一部」に変更し、当該抽出単位に居住する世帯を調査する計画である。これについては、結果精度の向上が見込まれることから、適当と判断した。

また、調査世帯数については、前回調査と同程度の規模の調査世帯人員を確保するため、前回調査の約43万世帯から約44万世帯に増やす計画である。これについては、昨今の世帯人員の減少を考慮したものであり、結果精度を維持する観点から、適当と判断した。

「調査事項」については、本調査そのものはふだんの就業・不就業状態、つまりユージュアル・ベースの把握を目的とした調査であるが、今回の調査計画に当たっては、現下の厳しい雇用状況、失業状況等を踏まえて、「9月末1週間の就業・不就業状態」というアクチュアル・ベースの調査事項を追加したことが特色である。

これについては、結果として労働力調査では明らかにすることができない地域別の実態をきめ細かく捉えることができるとともに、ユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースのクロス集計も可能になるので、適当と判断した。ただし、クロス集計については、より詳細な就業・不就業の構造を把握する観点から、さらに工夫をする必要があるとした。

また、世帯員全員に関する調査事項については、前回の就業構造基本調査では「1年前の居住地」を尋ねる質問項目があったが、今回はこれに代えて、「居住開始時期」、「転居の理由」及び「転居前の居住地」という三つの調査事項を新たに追加し、より詳細な転勤、離・転職等の労働移動の実態や転居の実態を把握する計画であり、おおむね適当と判断した。ただし、そのうちの「転居の理由」については、家族等の介護・看護ということを理由にした転居も考えられることから、選択肢の中に「介護・看護のため」というものを追加することが必要であるとした。

なお、本審議会において飯島委員から指摘のあった「希望する勤務地とのミスマッチ」を把握する調査の在り方については、今回変更される調査事項の調査結果を踏まえ、今後、調査事項の見直しの中で考えていく必要があるとした。

さらに、労働者派遣事業所の派遣社員の調査にあたり、有業者及び前職に関する調査事項のうち、「勤め先・業主などの経営組織、名称」、「勤め先・業主などの事業の内容」及び「勤め先・業主などの企業全体の従業者数」については、雇用の流動化や就業・不就業の形態が多様化している中で、派遣先の情報を把握することが非常に重要であるという観点から、派遣元の事業所・企業について把握するのではなく、派遣先の事業所・企業について把握することが適当であるとした。

「集計・公表」については、できるだけ分かり易く、利用者の適切な理解・利用に資するよう、また、今回の変更によって誤解が生じないように十分に説明をする必要があるとした。

「今後の課題」としては、本来、この就業構造基本調査には多様化する就業・不就業の実態をより正確に把握するという目的があるが、派遣従業者や複数の仕事に就く者等が増えている現状に鑑み、本調査におけるユージュアル・ベースの就業状態のとりえ方については、今後、その基準等を含め、幅広く検討する必要があるとした。また、複数の仕事に就く者の労働時間、収入等の就業実態の把握についても、今後、検討する必要があるとした。

〔質 疑〕

飯島委員) 篠塚部会長の説明の中で、「希望する勤務地とのミスマッチ」についても議論していただいたとのことであり、大変ありがたく思う。一步前進であると思うので、さらなる検討をお願いしたい。

希望する勤務地とのミスマッチについては、3点ほどポイントがある。

1点目は、地域別の失業率を見ると、沖縄や近畿、北海道では比較的高く、北陸県ではその半分以下と低い。これも一つの現象であると思われるが、今後の雇用対策としては地域別の対策が重要になるので、これについては国の政策として考えていく必要があるだろう。

2点目は、高校卒の就職状況を見ても、同じ傾向にある。昔は各企業とも高卒者等を全国から採用しており、現在でも恐らくそのような企業が多いと思うが、沖縄や北海道から東海地区に採用希望のある学生は少なく、どちらかといえば地元志向が強い。

3点目は、現に各企業とも大規模なリストラを進めているが、ある大手自動車メーカーの場合、工場の閉鎖に伴い、地元で職を探したいという者が圧倒的に多く、会社としても、他の地域、工場に配置転換すれば100%の雇用が確保できるが、それが思うようにはいかない。各企業の社員とも、就職する時には全国津々浦々から入社してくるが、いざリストラされると、再就職に当たっては地元で固執する傾向があるので、このような面についても十分考慮していただきたい。

菅野委員) 「集計・公表」について、答申(案)では「公表については、調査結果の集計後速やかに報告書を刊行し、また、結果表を閲覧に供するとともに、電子媒体により調査結果を提供する計画である。」としており、特に公表時期については明記されていないが、時期的な目途はあるのか。

また、公表の方法として「報告書を刊行し」とあるが、どのようなものをイメージしているのか。

千野室長) 周期調査については1年以内に公表という目安があるので、遅くとも来年9月末までには公表したいと考えている。

公表の方法については、まず概要的なものを公表し、その後、詳細な報告書は順次刊行していく。併せて、インターネット等でも公表結果を見ることができるようになっていきたいと考えている。

菅野委員) この「就業構造基本調査」というのは、我が国の就業の構造が分かるということで、

多分、利用者からも非常に高い評価を得ていると思う。同時に、世の中が急速に変化しているため、極力早期にデータが欲しいというニーズもあると思われるので、公表に当たっては速報性ということにも十分留意していただきたい。

篠塚部会長) 本調査の公表については、前回調査では6月末であったが、今回も同様に考えているか。

千野室長) 現在、その辺のスケジュールについては詰めているところである。遅くとも9月末までに公表するということであるが、できる限り早期になるようにしたいと考えている。

飯島委員) 答申(案)に、報告者が労働者派遣事業所から派遣された派遣社員の場合のことにについて記述されているが、これは原則として、その者が現在働いている勤務先について記入するということでのよいのか。

篠塚部会長) そのとおり。

飯島委員) 現在、各企業等は、リストラを踏まえながらの連結経営ということで、グループ経営に移行しており、出向者も多くなっている。したがって、出向者は、出向先の仕事内容等を記入するという理解でよいか。

篠塚部会長) 出向者の場合の記入方法については、記入の手引き等で明確にすることになる。

木下補佐(総務省労働力人口統計室)) 本調査は、労働者派遣事業所の派遣社員について、調査事項の「勤め先における呼称」の中で派遣社員であることを把握できることから、勤め先・業主などの経営組織、名称、事業の内容、従業者数については、派遣先で把握することとしているが、出向者については、出向先で把握するという計画にはなっていない。

飯島委員) それは理解するが、出向者についてはどのように取り扱われるのか。

木下補佐) 出向者は給与が支払われているところで把握することとなるので、在籍したままの出向であれば、在籍元の会社の方で把握することになる。

飯島委員) 出向というのは、出向先の会社での就業規則に従って、賃金も労災保険も出向先の会社で支給される場合であるから出向先でとらえるという理解でよいか。

木下補佐) 基本的には雇用関係のあるところで把握することとなる。

竹内会長) 具体的に、雇用関係のあるところとは何を意味するのか。

清水委員) 給与を支払っているかどうかによって区分しているのではないか。

木下補佐) そのとおり。例えば、デパートで働いている化粧品会社販売員のよう、実際には化粧品会社の者がデパートに出向いてセールス等を行っているというようなケースがそれにあたる。そういう場合は、デパートで把握するのではなく、雇用関係のある化粧品会社で把握することとなる。

美添委員) 労働者派遣事業所の派遣社員については、今回提案されているように、派遣先の内容について記入していただいても、従来の情報とほぼ同様のものが把握できる。契約社員について派遣元企業の規模が分からなくなるという部分もあるが、それ以外の情報は網羅されており、しかも派遣社員が実態としてどのような産業で就業しているかということが明確になるので、この改善については部会でも非常に高く評価された。

また、出向に関しては、従来どおりのとらえ方であり、給与の支払先が出向元であればそこでとらえることとしている。今例示のあったデパートの販売員の例でいえば、

化粧品会社から給与が支払われているというような場合は、従来どおり、化粧品会社で把握されているという整理になっている。

舟岡委員) この調査はユージュアル・ベースである。アクチュアル・ベースであれば、調査時点において、どの勤務場所で働いているかで捉えることが有効であると思うが、ユージュアル(ふだん)ということであれば、給与をもらっているところで捉えざるを得ないだろう。

竹内会長) 問題点は、雇用元というのは契約関係など色々な形態があるということであり、雇用されている元という表現でははっきりしない。

したがって、「給料をもらっているところ」というように明示的に説明してあげればよいが、抽象概念で説明されても答える方は困るのではないか。

雇用されている元ということは、契約上の雇用者ではなくて、給与をもらっているところであるということ調査するのであれば、それはそれで結構であるが、その場合、派遣社員についていえば、実は派遣先で調査するというのではないのか。

先程の飯島委員からの指摘は、給与原簿が派遣先に移されておれば、そこで実態がとらえられるということではないのか。

飯島委員) ただ、色々な出向のケースがあるので、ややこしく言うと難しくなる。

つまり、出向した人間は、出向元から見ると賃金面で不利益変更があってはならず、そのため、出向先との間の賃金差額については、出向元が差額保証を行っている。

このように、主たる賃金の支払いは出向先で行われているが、トータルとしては本籍のある出向元で面倒をみているという関係になる。大事なことは、両者の間において仕事の内容や賃金・賞与、残業時間、労災保険、就業期間、ポジション等についての出向契約が必ず締結されているということである。

このため、色々な形態はあるが、竹内会長が言われたように「主たる労務費の支給場所」という理解でよいのではないかと思う。

竹内会長) 出向元というのは非常に複雑な場合があり、昔、大学では官庁等から一定の期間、出向を受け入れることがよくあった。国立大学の場合は、国家公務員であるため、法的には元の官庁等を辞めて来ていただくことになるが、事実上は出向元の官庁等との関係が切れておらず、2年経過したら元に戻るということになっている。しかも大抵の場合は、官舎は移転せずにそのまま住むことができるし、賃金も保障されている。

しかし、その場合、働いている場所をいくらユージュアル・ベースで把握するといっても、2年なり、3年なり一定の期間大学で働いている限りは、大学でとらえる方が合理的だと思う。その期間は、大学から給与を支払う形になっているので、その場合は給与の支払われる場所で把握するということがよいと思う。

したがって、飯島委員の御指摘のような形で、きちんと明確にしておいていただければ、それで別に問題はないと思う。

美添委員) 現在の記入の手引きを見ていただければ分かるように、その点は従来から明確になっている。

竹内会長) 明確であれば問題ない。次に、先ほどのアクチュアル・ベースとユージュアル・ベースとの関係であるが、もちろん労働力調査はアクチュアル・ベースで実施されているが、そのアクチュアル・ベースのデータでは現在の労働力調査の標本の規模との関

係から、例えば都道府県別の毎月の失業率の変化を出す場合等においては無理があり、そういうものを補完するためにこの調査が非常に重要である。

別の観点からすれば、ユージュアルの調査にアクチュアルの調査事項を盛り込んだことによって、一種の偏りが生ずる可能性もあり、必ずしも総数をそのまま、労働力調査の方に適用してよいというものでもないため、集計に当たっては、その点を十分注意していただいた。

申し上げたいことは、この調査のアクチュアル・ベースに関するデータは労働力調査のアクチュアル・ベースのデータを置き換えるものではなく、その情報を補完するものだというような解釈にさせていただきたいと思う。

この調査について、他に意見がなければ、本案を当審議会の答申として採択することにしてよろしいか。

(異議なしとの声あり)

異論がないようなので、総務大臣に対して答申することにした。

総務省の統計局から御挨拶をいただくことになっているが、この後、まだ総務省の答申案件が合わせて3件あるので、統計調査部長からの御挨拶は最後にまとめてお願いしたい。

3) 諮問第281号の答申「平成14年に実施される全国物価統計調査の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料3の答申(案)の朗読を行った。続いて、美添運輸・流通統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

美添部会長) 全国物価統計調査の計画については、本年1月11日に諮問を受け、運輸・流通統計部に審議が付託された。本件に係る部会は3回(1月24日、2月7日及び2月18日)にわたって開催された。

2回目までの部会の審議結果については、前回の統計審議会において紹介したので、3回目の部会の内容のうち、答申(案)で詳細に記述されていない点について、紹介させていただく。

まず、「ネット通販価格調査」の名称の件については、答申(案)で詳細に記述しているので省略させていただくが、「ディスカウント販売」の定義については、前回の統計審議会では様々な指摘があったところである。平成9年調査におけるディスカウント販売の定義を確認したところ、「店舗の看板等でディスカウント販売を積極的にあらわしている場合などを言う」という表現になっている。この定義により、前回調査では、ある程度価格差の原因が明らかにされたと考える。

「ディスカウント販売」の定義については、必ずしもこれにこだわる必要はないものの、価格差を形成する要因を明らかにする試みの一つとして、前回調査において一定の成果を得ているものと評価をしている。現時点では、「ディスカウント販売」について、これ以上明確な定義を行うことは難しいため、今回調査でも前回調査の定義と同様の考え方を踏襲するとともに、調査の手引き等において、よりわかり易いよう工夫をすることとしている。

また、前回の統計審議会において、「ディスカウント販売に限らず、ワン・プライス・ショップや、高品質・低価格を売り物にしている専門店について価格形成メカニ

ズムを明らかにすべきである」という指摘があった。ワン・プライス・ショップと言われる、例えば100円ショップ、あるいは、高品質・低価格を売り物にするユニクロ等小売業における価格設定に関する経営戦略としてディスカウント販売に限らず、新たなものが出現してきていることについては部会の構成員も十分理解している。

したがって、「今後の課題」として、このような経営戦略まで含めた価格差の要因について、よりの確に把握することが必要であると答申案に盛りこんだ。

また、統計審議会において、デパートなどの会員販売やポイント制はどうなるのかという指摘があった。これについては、現在、諸外国も含め、消費者物価指数等では対象とはしていないという事実はあるものの、顧客の差別化による販売形態が増大しているのも事実であるため、今後の課題として販売形態の多様化に対応した実態の把握、価格の影響への把握が必要であるとした。

次に答申（案）について補足説明させていただく。最初に前段であるが、やや詳しく書いたのは例外的かもしれないが、これは諮問を受けた段階で竹内会長から指摘があった点も踏まえたものである。物価統計はCPI（消費者物価指数）も含めて大変注目度の高いものであると同時に、我々にとっても理解するのが難しいものであり、いわゆるエコノミストのみならず、経済学者からも物価指数作成の手順を十分理解していない発言が繰り返されていることが過去にも指摘されているため、あえて丁寧に整理をしたものである。

もう1点、前回調査では、大規模な変更が行われているが、その結果について、具体的な確認が必要であるということから、前回調査は、変化に的確に対応したものであるという評価をしている。

次に今回の調査計画について補足説明させていただく。ポイントは「ア 店舗調査票」について、今回新たに店舗の業態区分に「ドラッグストア」を追加したことである。これはディスカウント販売等と同様に価格形成を明らかにするために、この業態を捕捉することが有効であろうと考えた結果である。これについては適当と判断しているが、今回新たに追加したものであることから、記入者が正確に理解できるように定義を明らかにすることのみを指摘した。

「イ 価格調査票」の「やさい、くだもの」等については、答申（案）のとおり、特段問題点はないと思われるので省略する。

「ウ 特売価格調査票」について、現在の特売価格のとらえ方を踏襲する限りにおいては適当と認められると評価しているが、先ほどの部会の内容で紹介したとおり、別途、「今後の課題」として特売に関する事項を記述した。

「エ サービス料金調査票」については、経営組織、従業者規模等の属性に関するデータは、事業所・企業統計調査の結果を利用することが計画されており、属性別の価格分布を明らかにすることができることになる。基礎的な統計データが有効に活用できるとともに報告者負担も軽減されることから、適当と判断した。

「オ ネット通販価格調査票」については、名称を明らかにするという趣旨から、「インターネットを用いた通信販売価格調査」という名称に変更することが適当であるとした。具体的に今回提案されているのは、インターネットによる通信販売の品目の中でも、製品の仕様が明確であり、店頭販売価格との比較が明らかにできるという

観点から、パーソナルコンピュータを中心に絞り込んで6品目としており、これも適当であるとした。

「(2) 調査品目の選定方法等」については、前回と同様の基準で、CPIを作成するときに、家計調査のウェイトで1万分の1以上の品目を選定するというのが基本的な考え方であるが、それに対応して本調査では1万分の10以上を一応の目安としている。その基準は極めて明確であるということが前回の答申でも指摘されており、今回、その選定基準に従った調査品目の見直しが実現されていることから、基本的には適当であるとした。

ただし、冷凍食品に関しては、全体としてのウェイトは比較的高いにもかかわらず、本調査に全く含まれていないということは問題ではないかという点が指摘されたため、それに対応して、今回、冷凍調理食品の中から代表性を有する品目を採用することとした。具体的には、冷凍調理コロッケを採用することとした。

「イ 銘柄の管理」については、極めて難しい問題として議論されたが、前回調査と同様とする計画である。「全国に共通する出回りの多い銘柄」というのが一般的な表現であるが、CPIとの違いは、原則として1品目複数銘柄としていることである。

「ただし書き」以降については、衣料品が特に問題であり、銘柄管理はCPIでも大変難しいと言われているが、本調査では、さらに同一時点、地域間比較であるため銘柄管理が非常に難しい。問題の指摘も十分されており、認識もしているが、現行では具体的な改良方法は提案できていない。これらを踏まえて、銘柄管理方法等については、「今後も引き続き吟味が必要である」という表現にした。

「(3) 調査方法等における標本抽出方法」については、前回調査で無作為抽出という方法が初めて導入された。これについては、過去の議論を踏まえて適当と判断した。

今回新たに追加する「インターネットを用いた通信販売価格調査」については、母集団に関する特定の名簿がないため、総務省がインターネット上で商品販売を行っていると考えられる事業所を独自に探し、300事業所を選定することとしているが、この方法以外適当な方法は見つからず、やむを得ないと評価した。

また、「イ 調査方法」についても、同じ理由から適当と判断した。

「(4) 集計、公表」については、集計事項は調査事項に対応した追加、修正等を行う計画であり、サービス料金調査結果については、事業所・企業統計調査結果とのデータ・リンケージと属性別の価格分布を作成・公表することとしており、適当と判断した。

さらに、「価格の地域間格差のより詳細な分析」という記述については、前回の答申において指摘された問題であり、都道府県をまたがる経済圏で価格を分析する必要があるということである。また、流通形態の違いによる価格差分析の必要性も踏まえ、部会としては県内のブロックを単位とした組み合わせの工夫で、ある程度応えることができるという議論があった。流通形態の違いによる価格差の実態の分析に資するような表章を工夫することで、結果表章の充実が図れるという整理をした。

電子媒体による調査結果の提供については、前回調査と同様にCD-ROMによる提供が想定されているが、パーソナルコンピュータはさらに普及しており、CD-R

OMも大容量のものや高価なものを一種類だけではなく、様々な工夫が必要であるという指摘をした。

「2 今後の課題」の「(1) 価格差の把握の充実」については、二つの問題を含んでいる。一つは特売の問題であり、タイムセール等は現在の特売の定義では除外して把握することになっているが、ポイント制、会員制などを含めた値引きのあり方については、広義の特売であり、あり方を検討することが必要であるという整理をした。

さらにディスカウント販売等の価格差の要因についてよりの確に把握するために、今後も継続的な検討が必要であるとした。これは、新たな業態あるいは経営戦略等も検討の対象として考えるという趣旨である。

「(2) 結果精度に関する情報の提供」については、標本調査ということから標準誤差は既に算出されているが、それを超えて幅広い情報を提供する必要があると整理した。

〔質 疑〕

新村委員) 諮問のときの説明で、今回は経営戦略としてのディスカウント販売の実施状況を把握するが、定義は同様であるとの説明については分かりにくい。記入の手引きにあるディスカウント販売とは一体どのようなものか。

また、今後、販売形態の多様化については、次回の調査までに具体的な成果を上げていただければ、より高く評価しうる調査になるのではないか。

美添部会長) ディスカウント販売という概念は前回と同じであり、記入の手引きにおいてより明確にするため、若干の手直しが入ると理解していただきたい。

前回のディスカウント販売の定義は、先ほど説明したとおり、看板等で「ディスカウント」を表現しているという趣旨である。

新村委員) 私の理解では、前回は「業態としてのディスカウントストア」を把握しようとしたということではないのか。

美添部会長) 前回も今回と同様、「経営戦略としてのディスカウント販売」ということである。

新村委員) 前回も今回も同じ表現か。

美添部会長) 同じ表現である。

新村委員) 今回の記入の手引きは、前回と同じということか。

堀審査官) 補足すると、前回の記入の手引きは「店舗の看板等でディスカウント販売を積極的に表している場合などを言います」と記載している。今回は、それを少し詳細に記載し、「店頭などでディスカウント、安売り王、激安などの表現で低価格販売を常に強調している場合などをいいます。ただし、一部の商品だけの値引き販売やバーゲンセールのように期間を定めた安売り販売の場合は含みません」としている。定義自体は変わっていないが、記入の手引きに少し詳細に記載することにより、わかりやすくした。

美添部会長) 「2 今後の検討課題」で、ディスカウントに限らず検討するとした。具体的に何ができるかということについては、部会では明示されなかったが、実施部局で何かお考えがあればご紹介していただきたい。

岡本課長) ポイント制等を本当に割引と見なして良いか等も含めて実態を調べる必要があり、それから具体的にどうするかを考える必要があると考える。具体例を挙げると、同じ

ポイント制でも、それが消費者に還元される方法がかなり違う。

例えば、家電量販店の場合には、ポイントを貯めておき、次の購入時にそのポイント分を実際に使うときには実質的に割引の金額で払えばいいという形態である。ところが、一部の百貨店では、ポイントを1年間ためるとその分に相当する金額の商品券をくれる。結果として、その商品券を使うという形態になることから、割引の部分がどこにもないことになる。結局、仕組みとしてかなり様々なものがあるので、それらを正確に把握しないと正確なコメントはできない。

竹内会長) 今の説明のとおりと考える。最近、流通業における戦略が非常に変化しており、色々な形態が出てきている。いままでの概念をそのまま使っていたのでは、とても理解できないようなことが多くなってきている。

例えば、今のポイント制に当たるものでも、最近の飛行機のマイレージはホテルと組むなどして、どこで何かを買おうとどこの会社のマイレージにどれだけ加算されるとか、統計調査では把握しづらいことが行われてきつつある。この形態は航空会社の方が割引を行っているのか、ホテル会社が行っているのかよく分からないというようなことがあり、非常に複雑怪奇である。

この実態が統計調査には不便だから困るといっても仕方がないので、何らかの方法を取らねばならず、そういう意味では今後色々検討をする必要がある。新しい情勢に対応していく上で、統計の継続性を求めることができなくても仕方がないだろう。つまり、現実が変わって継続していないわけであり、統計の継続性にこだわって、一定の概念を決め、何年もそれを続けるということはもうできない状況ではないか。より充実した把握を行うために十分実態のフォローを続けていただき、次回の調査までには、ある程度統計に反映できるような努力をしていただく必要があるのではないか。

確認だが、外食食品については、基本的には外食そのものではなく、外食としてのサービスのことでありと理解して良いか。

小林室長) その理解で良い。

竹内会長) 外食そのもののサービス名はあまり考えていないことであるが、ファーストフードの店舗とそれとは異なる業態の店舗があるが、それらは業態上で区別されるのか。

小林室長) サービスでとらえる外食については、市町村の職員が常日ごろ利用しているという所にしており、ファーストフードで該当するものがあればとらえることになる。

竹内会長) ファーストフードとそれとは異なる業態の区別をして統計をとるといったことはないのか。

小林室長) それは行わない。

竹内会長) そば屋には立ち食いそば屋が数多くあるが、それといわゆる伝統的なそば屋とは、大体3倍くらいの価格の格差があると考えられるため、どちらの業態かということになると随分違うだろう。今後、飲食店そのものが産業分類によってサービス業に入ると、サービスとしてとらえる分と物としてとらえる分とを区別しなければならないことがあるかもしれない。それも今後の課題としてであり、今、追求する必要はないが、業態ということからすると、ファーストフード店という業態は結構大きな概念ではないか。ただし、どこまでをファーストフード店かというのは結構難しく、チェーン店がファーストフード店かというのと、ファーストフードでないチェーン店もかなりたく

さんある。昼間はファーストフードであるが夜は違う業態もあるなど、多種多様で簡単ではなく、すぐには難しいだろう。そのような点も将来的には注意しておく必要があるのではないか。

飯島委員) 1点目は、参考資料7「平成14年全国物価統計調査 調査品目新旧対照表」において、国内品と輸入品に区別させているものは国内産と輸入品を区別できるが、区別していないものは全部国内産の価格調査と理解して良いか。

2点目は、最近、グローバル・オペレーションが進んできており、例えば、各電機メーカーのブランドがついているが、製造はメイド・イン・チャイナという格好になる。テレビなどは9割くらい海外で製造しており、ビデオ等も持ち帰り輸入が圧倒的に多い。そういう場合、それを輸入品と見るか、国内品と見るかということについての検討はどのようになされたのか。

美添部会長) 調査員に対する手引きをどのように記載しているかによる。私の理解では、手引きで区別していないものは調査員の段階でも区別できないものであり、両者を併せて、はじめて実態を反映するものだろうと考える。詳細について実施者から報告していただきたい。

小林室長) 明確に分ける必要があるものは、国産品と輸入品と分けて記入する。それから、輸入品の場合には、アジアから輸入されているもの、イタリア製のもの等があり、その点も具体的に規定する。それ以外のもので特に明記していないものは、ものによっては国産品、輸入品が混在しても仕方がないというものもある。

それから、2点目の質問については国内品と同じ扱いである。家電などはほとんどアジアで生産されているということもあり、国内品と見なしている。

美添部会長) 国内品というより区別していないということである。

飯島委員) 生産地ではなく、むしろブランドで見ると、国内のメーカーなり、国内のブランドであれば、国内産と同様に扱うという理解で良いか。

小林室長) その理解で良い。

竹内会長) 最初の説明に「必要なものは区別する」とあったが、何が必要で、何が不要でないのか、初めから指定されているのか。

小林室長) 例えば、野菜では、生しいたけ、ブロッコリーなどは国産品と輸入品とに分ける。

衣料品などでも前回調査ではネクタイ、ブラジャー、ワイシャツなどを指定していたが、ワイシャツなどは中国製のものがあるので、それを今検討しているところである。

竹内会長) 調査されるまでには決まるのか。

小林室長) そのとおり。

新村委員) ユニクロの衣料などは国産品になるのか。

小林室長) 取扱いは国産品と同等にしている。

新村委員) ブランドということか。

竹内会長) 日本のブランドで売っているものは、その工場が国内にあっても、外国にあっても同じものという考え方だろう。

特に意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

(異議なしとの声あり)

異論がないので、総務大臣に対して答申することとする。

4) 諮問第 282 号の答申「平成 14 年度に実施される就業希望状況調査（仮称）の計画について」（案）

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料 4 の答申（案）の朗読を行った。続いて、篠塚人口・労働統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

篠塚部会長）就業希望状況調査（仮称）の計画については、本年 2 月 8 日に諮問を受け、人口・労働統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 2 回（2 月 12 日及び 2 月 20 日）にわたって開催された。

2 回の部会でこの計画（案）の審議を行ったが、この調査そのものが 2 回実施する計画であり、しかも 1 回目の調査は本年 4 月及び 5 月となっている。諮問された段階の 2 月 8 日の時点で、1 回目の部会が 2 月 12 日と迫っており、この第 1 回の部会ではほぼ計画案の原案が固まらねば、調査計画の 4 月の調査に間に合わないというスケジュール的に非常に厳しい状況であった。

スケジュールがタイトである状況の中で、1 回目の部会の段階では、部会長メモに即し、ほぼ全体の調査事項及び調査対象等についての議論を行い、2 回目の部会で答申（案）の了承を得た。

まず、就業希望状況調査（仮称）については、調査そのものは、本来、答申の冒頭部分に記載されているとおり、「労働力調査（指定統計第 30 号を作成するための調査）の調査システムを活用し」ということで考えられた承認統計であり、この調査は労働力調査を活用するというのが非常に大きなポイントになっている。

「1 調査対象等」については、2 回実施のうち、1 回目は本年 4 月及び 5 月、2 回目が 10 月及び 11 月となっており、各月の月末を調査時期としている。

参考資料 5 「就業希望状況調査（仮称）の調査票配布・取集方法」のとおり、今回の調査対象は、労働力調査の 2 回目調査の中の 2 か月目のところ、すなわち 2 年目 2 か月目の調査区を調査対象としている。

例えば、4 月の労働力調査の調査票を回収した時点で、今回計画している就業希望状況調査の新しい調査票を渡すことになり、回収は 5 月の時点になっているということである。

調査対象者は、労働力調査の本体を使うことから 2 年目 2 か月目は、2 万世帯が対象となり、人数としては約 5 万人となる。このような形での調査対象にすることについての是非を部会で検討した結果、労働力調査が終了し、その調査票を回収した時点で新しい就業希望状況調査の調査票を配布するということであり、本体の労働力調査には影響を与えない。そのような方法で、労働力調査のサンプルの対象に就業希望状況調査をするわけであり、本体と新たな就業希望状況調査との調査事項を組み合わせることによってクロス集計を行うことができ、さまざまな状況が新たに追加できることから、このような形での調査対象の設定は、適当であるとした。

また、約 2 万世帯という調査のサンプルの数については、5 万人に相当することから、結果精度や、これ以上増やせないという報告者負担の問題もあり、かつ調査員の事務負担も考慮し、これが適当であるとした。

「2 調査事項等」については、参考資料 2 「就業希望状況調査（仮称）の実施計

画の概要」の「4 調査の事項」に、(1)として15歳以上の者に対する事項を全員に聞いている内容、(2)として実際に働いている就業者に関して質問している事項、(3)として完全失業者に関する事項、(4)として非労働力人口に関する事項、(5)として世帯主だけを取り、家計を賄っている収入を問う内容になっている。

調査事項に関しては、全体的かつ網羅的に、今の雇用失業状況に関してのより細かな実態を把握するために必要な状況が盛り込まれているということで、適当であるとした。

詳しい内容については、(1)から(5)に調査中の表現、ワーディング等には修正を行う必要があるとし、全般的に計画案そのものは大体了承された。微妙な表現あるいはより適切な表現に直すという修正の中でも特に問題となったのは、(4)の雇用保険の需給状況についてであり、最初の計画案ではストレートに設問事項に結びつかないということで議論した結果、最終的に答申(案)のような形でまとめた。

「3 調査方法」については、調査計画では調査票の配布を調査員が行い、回収は郵送によることにしているが、予算的な制約などがあるので、やむを得ないとした。それから、この方法そのものも労働力調査の調査システムを活用しており、効率的な調査を実施する観点から、適当と判断した。

なお、調査世帯に対して何回も何回も調査が来るというような印象を与えがちであることから、調査の説明に当たっては現下の厳しい雇用情勢があり、それをこの調査によって政策に反映されるという目的などについて、調査対象者の理解が得られるように十分配慮することが必要であるとしている。

「4 集計及び公表」については、調査の計画では労働力調査の調査事項と組み合わせ、詳細な集計を行うことにしている。参考資料6「就業希望状況調査(仮称)主な集計事項一覧」のとおり、労働力調査の基礎調査、特定調査、就業希望状況調査をあわせてクロス集計ができる形になっており、1回目の調査結果をできるだけ早く施策に反映されるようにというねらいがあり、実施後、1か月後をめどに結果公表を考えている。調査の内容は1回目4月、5月であるが、実施は5月、6月になっているので、その1か月後ということであれば7月となることから、速報段階は7月をめどに公表することとし、確報は集計後速やかに公表することを織り込んでいる。

これについては、労働力調査の調査事項を有効に活用するものであり、就業・不就業のより詳細な実態が的確に明らかになることから、適当と判断した。

「5 調査の名称」については、本審議会でもご意見をいただき、類似の統計もないことから、「就業希望状況調査(仮称)」から「(仮称)」を取った、「就業希望状況調査」で良いとして、この調査名を採用することとした。

なお、これは1回限りの政策的な対応としての調査であるため、今後の課題についての記載はない。

〔質 疑〕

飯島委員)よく検討されている。やはり一番大事なのは、労働力調査とうまくかみ合わることだろう。雇用拡大のためには、どの地方で、どのような雇用対策を地方自治体と学と産業界で行わねばならないかについても波及し、雇用保険の問題へも波及すると思われるので、ぜひ労働力調査と関連付けながら、この調査のレポートをお出しいただき

たい。

しかも、調査終了後、翌月に速報と確報と分けて公表することは、大変時宜に適したレポートではないかと思う。

竹内会長) 飯島委員の発言との関連で、結果表は、例えば、都道府県別等の地域別の表章もされる可能性はあるのか。

篠塚部会長) 都道府県別はない。

千野室長) 都道府県別は恐らく無理であり、全国 10 地域別にどこまで結果表章できるか、結果数値を見て、検証などもしないと分からないが、できるだけ細かいものまで結果表章したい。

飯島委員) 労働力調査は都道府県別に結果が出るのか。

千野室長) 労働力調査も 10 地域までである。

竹内会長) 基本的に、毎月の数字は無理である。

篠塚部会長) 都道府県別がないために、先ほどの議題であった就業構造基本調査のユー・ベースにアクチュアル・ベースでの調査を 9 月末の 1 週間について入れ、それを都道府県別に表章することで、何らかの形で膨らませて出すことが唯一できるようになったが、労働力調査ではできない。

新村委員) 先日、新聞に都道府県別の失業率の試算が出ていたが、何を示すのか。

千野室長) さまざまな試算を調査実施者内部で行っているが、結果精度については、全国結果に比べて誤差が大きいものになっている。そのような試算の中で、ある程度、結果として安定するような数値が出たものについては、試算という段階でもなるべく公表していこうという姿勢であり、そのような試算結果の一つとして公表したものである。

竹内会長) この都道府県別の試算は、年平均か。

千野室長) 年平均であり、男女別もなく、男女計のみである。

新村委員) 労働力調査の男女計の年平均都道府県別の公表を行ったということか。

千野室長) そのとおり。ただし、試算ということで公表した。

竹内会長) おそらく都道府県別で、月ごとに前月と比較した県の失業率がどれだけ増えたかという議論をするのは、今の標本数ではとても無理だろう。例えば、年平均ならば、全体的に、どの地方がほかの地方に比べて大きいかわからないかなどは分かるが、動的に今の都道府県別の数字を使うのは、まず不可能だろう。

本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

(異議なしとの声あり)

異論がないので、総務大臣に対して答申することとする。

以上、採択された 3 つの答申は、いずれも総務省統計局関係のものである。総務省統計局の大林統計調査部長からご挨拶をいただく。

大林部長) 実施予定の 3 調査について本日、答申をいただき、委員の皆様をはじめ部会の専門委員の皆様に厚く御礼申し上げます。

特に、就業希望状況調査については、その緊急性に鑑み、極めて短期間で審議を賜り、また、就業構造基本調査及び就業希望状況調査についても、大変厳しい雇用情勢が続く中で、雇用政策等に不可欠な統計データの提供ができるものと思っており、そのような重要性を認識しつつ、調査の実施に万全を期してまいりたい。

また、全国物価統計調査についても、物価の下落が長期化しており、多方面に拡大しているという中で実施されるものであり、その中で店舗間あるいは銘柄間、地域間の価格差、あるいは価格水準の変化といったものがとらえられていることで、今後の物価対策に貴重な結果を提供することができるものと考えておるところであり、これについても調査の実施に向けて万全を期してまいりたいと考えている。

総務省の調査実施部局としては、調査の所期の成果が得られるような体制を整え、また本日の答申でご指摘いただいた課題についても、今後の情勢の変化なども踏まえながら、的確に検討を続けてまいりたい。

(2) 部会の開催状況

1) 農林水産統計部会

平成 14 年 2 月 12 日、2 月 18 日及び 2 月 21 日に開催された第 78 回、第 79 回及び第 80 回農林水産

統計部会（議題：「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 人口・労働統計部会

平成 14 年 2 月 12 日に開催された第 55 回人口・労働統計部会（議題：「平成 14 年度に実施される就業希望状況調査（仮称）の計画について」）、2 月 20 日に開催された第 56 回人口・労働統計部会（議題：「平成 14 年度に実施される就業希望状況調査（仮称）の計画について」、「平成 14 年に実施される就業構造基本調査の計画について」）及び 2 月 22 日に開催された第 57 回人口・労働統計部会（議題：「平成 14 年に実施される就業構造基本調査の計画について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

3) 平成 14 年 2 月 7 日及び 2 月 18 日に開催された第 110 回及び第 111 回運輸・流通統計部会（議題：「平成 14 年に実施される全国物価統計調査の計画について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官及び山本統計審査官から、平成 14 年 2 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「人口動態調査」、「賃金構造基本統計調査」及び「医療施設調査」の統計法第 7 条第 2 項による承認について、資料 6 により報告が行われた。